

【本人確認書類】

印鑑登録にかかる本人確認書類は、次のとおりです。（有効期限内のものに限ります）

記載されている氏名や住所等が変更していない本人確認書類については、追加で別の書類を求めることがあります。

分類	証明書類の名称
①	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)在留カード (4)特別永住者証明書 (5)国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書等 (船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検査合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以後に交付されたもの)、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳（写真あり）、戦傷病者手帳、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 23 条 4 項に規定する合格証明書) (6)個人番号カード (7)国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書(写真付き)
②	(1)被保険者等(都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 18 年条例第 139 号)第 2 条第 2 号に規定する被保険者等をいう。)であることを確認できる書類 (2)介護保険の被保険者証 (3)国民年金手帳 (4)国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 (5)共済年金又は恩給の証書 (6)精神障害者保険福祉手帳（写真なし） (7)請求書等に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 (8)前各号に掲げるもののほか市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類
③	(1)学生証 (2)法人が発行した身分証明書 (国又は地方公共団体の機関が発行したものを除く。) (3)国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書で写真の貼付があるもの (1 に掲げる書類を除く。) (4)前 3 号に掲げるもののほか市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

【本人確認の方法】

○分類①の証明書類で確認する場合は、1 点以上で確認

○分類②および③の証明書類等で確認する場合は、以下の方法で確認をおこなう

- ・ 分類②の証明書類 1 点以上と分類③の証明書類 1 点以上で確認
- ・ 分類②の証明書類 2 点以上で確認

※分類③の証明書類のみの 2 点は不可